

2019年11月15日
関西電力株式会社

高浜発電所4号機 蒸気発生器伝熱管補修工事に係る
工事計画届出書の提出について

高浜発電所4号機蒸気発生器伝熱管補修工事に係る工事計画届出書の提出について、当社としては、以下のとおり考えております。

- 今回の工事計画届出書は、有意な信号指示の認められた伝熱管5本について施栓するために提出するものであり、必ず実施する対策について、手続きを行うものです。
- 引き続き、異物発生源の調査等を行っており、原因調査結果を踏まえて、異物管理の強化などの対策を実施する予定です。
- また、今後の原子力規制委員会による確認の結果、他の対策が必要となった場合は、追加の対策を実施します。その際に、許認可手続きが必要となった場合は、別途、手続きを行います。
- なお、有意な信号指示の認められた伝熱管5本の施栓工事は、原子力規制委員会にて、本件に対する評価及び今後の対応が決定した後に実施します。

以上